

第 2 8 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 7 年 1 1 月 1 4 日 開 会

令和 7 年 1 1 月 1 4 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和7年11月14日（金）午前9時27分 米沢市農業委員会第28回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1番	小関善隆	委員	8番	樋渡由美	委員	15番	長谷部吉雄	委員
2番	我彦正福	委員	9番	高山吉典	委員	16番	相田市三郎	委員
3番	山王堂民榮	委員	10番	遠藤伊一	委員	17番	伊藤俊浩	委員
4番	佐藤政和	委員	11番	小関敏弘	委員	18番	鈴木晃子	委員
5番	宮崎雅文	委員	12番	橋本政美	委員	19番	桐澤林右衛門	委員
6番	木村彰博	委員	13番	古畑功一	委員			
7番	鈴木和義	委員	14番	佐藤利夫	委員			

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（7名）

事務局 長	相田悦志
事務局長補佐兼農地主査	宮原功
農政振興主査	高世琢
主査	丸田淳
主査	瀧口圭史
主任	片山紀子
主任	須貝祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について

2. その他

開 会 午前9時27分

高世主査 これより第28回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を10番 遠藤伊一委員のご発声にて
よろしく願いいたします。

(唱和)

高世主査 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

日曜日までは天気がよくて、その後気温が下がっていくようで、もう冬が
来るかという状況であります。スノータイヤに交換しなければいけないなど
思ったところでもあります。

毎日のように熊が出たとあり、南原では、散歩の途中で襲われてけがをし
たというようなことがありました。窪田のほうまで熊が出たと、東江股のほう
でも熊が出たという情報があって、小学校からはメールで気をつけろとい
うのが出たようです。平野部のほうまで熊が出てくる可能性が非常に高いと。
全国的であります。特に東北・北海道については被害者もかなり出ている
ということで、総体的に熊の個体数が増えているのではないかと。自衛隊を
投入したり、あるいは警察官がライフルを撃つという話もあり、政府でもい
ろいろな対策をするということでもあります。

今日の新聞で、米の先物取引がかなり暴落しているということで、60キロ
当たり4万円も5万円もしていたものがこの先は下がり、来年の8月あたり
は3万3,000円くらいだったかな。ということで、米価が暴落してくるのでは
ないかという予想をされているようであります。

今後、市議会議員との懇談会があり、その中で米価についてがあります。
また、農業委員会からは、置賜地区のトレーニングファームの要望を、市議
会議員の方にも情報として共有していただいて、一緒になって考えていただ
きたいと思います。いろいろな意見を出していただいて、農政に反映でき
るところは反映していただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思
います。

本日は大変ご苦労さまでございます。

高世主査 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第
4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進
行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日は全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第28

回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、3番 山王堂民榮委員、4番 佐藤政和委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事の運営について事務局から何かありませんか。

高世主査
議 長
高世主査
議 長

(挙手)

高世主査。

議案の訂正はございません。

ないようですので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第1号 非農地証明の報告について。次のとおり、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号27号から29号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田5筆 819.07㎡、畑8筆 3,261.00㎡、合計13筆 4,080.07㎡です。

受理番号27号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、平成7年頃から耕作していないものです。

受理番号28号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、平成7年頃から耕作していないものです。

受理番号29号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、平成15年頃から耕作していないものです。

以上、よろしくお願ひします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸

借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告いたします。

受理番号16号から18号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田のみ13筆 19,834.00㎡です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号17号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号18号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号42号から43号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、畑のみ2筆 1,999.00㎡です。

受理番号42号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与です。

受理番号43号 渡人 ○○○○ 外3名、受人 △△△△ 外3名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による持分贈与です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号42号から43号を上程いたします。

初めに、42号。

1 2 番

(橋本政美委員 挙手)

- 議 長 橋本委員。
- 1 2 番 1 2 番 橋本です。受理番号4 2号について調査結果を報告します。農地の贈与に関する申請です。土地の表示等については議案書記載のとおりです。調査は1 0月2 9日、〇〇行政書士に電話をし行いました。申請地は堀立川馬頭橋南にあり、畑になっていて問題ないと考えられます。許可相当と判断しましたので、ご審議よろしくお願ひします。
- 続けて、受理番号4 3号について調査報告します。〇〇〇〇さんの兄弟から子供への贈与に関する申請です。土地の表示等については議案書のとおりです。調査は1 1月1日、渡人で行いました。申請地は現在は廃業している神尾胃腸科の裏になります。一部トマトやアスパラガスを作付しており、周りには塀が回してあり、周りに影響はないと思われまふ。何ら問題ないと考え、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議 長 それでは、ただいまの受理番号4 2号から4 3号について、意見並びに質問はありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、受理番号4 2号から4 3号について、許可することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。
- 次に、議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めまふ。
- 瀧口主査 (挙手)
- 議 長 瀧口主査。
- 瀧口主査 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めため委員会に付議しまふ。
- 受理番号3号の計1件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ1筆 1 6 5 . 0 0 m²です。
- 受理番号3号 申請人 〇〇〇〇、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は車庫の建設です。こちらは集落接続の第1種農地です。
- 以上、ご審議よろしくお願ひします。
- 議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願ひします。
- 4 番 それでは、受理番号3号を上程いたします。
- (佐藤政和委員 挙手)

議 長 4番 佐藤委員。

4 番 4番 佐藤です。それでは、受理番号3号について説明します。地番、面積などは記載のとおりです。転用の申請で、現在育苗のパイプハウスが建っておりますが、ここを車庫兼育苗ハウスにするということで、それを本人と電話で確認した上、現地を確認してきました。何ら問題はないと判断をいたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。事前着工などはないようでした。

議 長 それでは、ただいまの受理番号3号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号3号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議いたします。

受理番号1号から16号の計16件です。内訳は貸借権の設定が9件、耕作者変更が7件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田141筆 302, 510.00㎡、畑6筆 2, 650.00㎡、合計147筆 305, 160.00㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につ

きましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号10号 旧借人 ○○○○、新借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は耕作者の変更です。

受理番号11号 旧借人 ○○○○、新借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は耕作者の変更です。

受理番号12号 旧借人 ○○○○、新借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は耕作者の変更です。

受理番号13号 旧借人 ○○○○、新借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は耕作者の変更です。

受理番号14号 旧借人 ○○○○、新借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は耕作者の変更です。

受理番号15号 旧借人 ○○○○、新借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は耕作者の変更です。

受理番号16号 旧借人 ○○○○、新借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は耕作者の変更です。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号から16号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）については議案書のとおり決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、2のその他に移りますが、皆様方から何かご発言等ございせんか。

全委員 なし。

議長 では、ないようですので、これで第28回米沢市農業委員会定例総会を閉

会いたします。

閉 会 午前9時43分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年11月14日（金）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

山王堂 民榮

議事録署名委員

佐藤 政和